

# 令和5年度目黒区私立幼稚園等保護者補助金説明書

## 1 補助金支給対象基本要件

次の(1)と(2)の要件を満たす幼児の保護者で、私立幼稚園(国立大学附属幼稚園、特別支援学校幼稚園部含む)、幼稚園類似施設又は私立認定こども園(私立の幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園若しくは幼保連携型認定こども園の短時間利用)に通園させ、かつ保育料等を納入した方が対象となります。

### (1) 住所要件

令和5年4月1日以降、目黒区に住所登録がある、又はあった幼児(※)。

(※) 外国籍の方で住民登録が免除されている場合は、公的機関が発行する住居(目黒区内)証書等をもって住所の確認に代えることができます。

### (2) 年齢要件

年長組	5歳児	2017年(平成29年)4月2日～2018年(平成30年)4月1日生
年中組	4歳児	2018年(平成30年)4月2日～2019年(平成31年)4月1日生
年少組	3歳児	2019年(平成31年)4月2日～2020年(令和2年)4月1日生
	<u>満3歳児</u>	2020年(令和2年)4月2日～2021年(令和3年)4月1日生

(満3歳児認可園のみ)

## 2 補助金の種類

補助金名	対象(補助要件)	補助金額
(1) 入園料補助金	私立幼稚園等に入園したときに目黒区に住所がある、又はあった幼児の保護者 ・園児一人につき1回です。引き続き目黒区に居住している方が転園した場合の入園料は対象になりません。 【補助対象経費】今年度納入した入園料	60,000円(所得制限なし) (ただし、入園料が補助金額を下回る場合は、その額を限度とします。)
(2) 施設等利用給付(無償化事業給付金)	幼児を私立幼稚園等に通園させ、かつ保育料等を納入した保護者 ・ <u>子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園及び私立認定こども園は対象外です。</u> ・国立大学附属幼稚園と国立特別支援学校幼稚園部についても、対象施設となります。 【補助対象経費】今年度納入した保育料と入園料	月額上限25,700円 ※以下の場合異なります。 ●国立大学附属幼稚園 ・・・月額上限8,700円 ●国立特別支援学校幼稚園部 ・・・・・・月額上限400円 (ただし、保育料等が補助金額を下回る場合は、その額を限度とします。)
(3) 保育料補助金(目黒区補助金+都補助金)	幼児を私立幼稚園等に通園させ、かつ保育料等を納入した保護者 【補助対象経費】 ●新制度未移行園・・・施設等利用給付分を超えた分の保育料と学納金(施設費、教材費、冷暖房費、衛生費等毎年納入する経費) ●新制度園・認定こども園・・・特定負担額(施設費、教材費、冷暖房費、衛生費等毎年納入する経費) ※目黒区補助分のみ、入園料補助金を差し引いた残りの入園料も補助対象となります。	裏面別表のとおり(所得制限あり) ※ただし、保育料等が補助金額を下回る場合は、その額を限度とします。

【問い合わせ先】 目黒区 子育て支援部 子育て支援課 子育て支援係  
〒153-8573 目黒区上目黒2丁目19番15号 ☎5722-9892 (直通)

(裏面へつづく)

別表【保育料補助金（目黒区補助金+都補助金）月額上限額表】

区分	算定基準（住宅ローン控除及び寄付金控除を除く）		保育料補助金（月額上限額）※（ ）内はうち目黒区補助金額		
			第1子	第2子	第3子以降
第1階層	生活保護世帯		16,200（10,000）	16,200（10,000）	16,200（10,000）
第2階層	区民税非課税世帯 区民税均等割のみ課税世帯	ひとり親世帯等	16,200（10,000）	16,200（10,000）	16,200（10,000）
		ひとり親世帯等以外の世帯	13,200（10,000）	16,200（10,000）	16,200（10,000）
第3階層	区民税所得割課税額が77,100円以下の世帯	ひとり親世帯等	13,200（10,000）	16,200（10,000）	16,200（10,000）
		ひとり親世帯等以外の世帯	11,800（10,000）	11,800（10,000）	16,200（10,000）
第4階層	区民税所得割課税額が211,200円以下の世帯		11,800（10,000）	11,800（10,000）	15,600（10,000）
第5階層	区民税所得割課税額が256,300円以下の世帯		11,800（10,000）	11,800（10,000）	15,000（10,000）
第6階層	区民税所得割課税額が256,300円を超える世帯		11,800（10,000）	11,800（10,000）	11,800（10,000）
第7階層	税未確認世帯 ※		10,000（10,000）	10,000（10,000）	10,000（10,000）

※税未確認世帯：区市町村民税未申告等により税額が決定しない世帯、課税基準日に目黒区外居住者で前住所地での課税証明書等を提出しなかった世帯、課税基準日に国外に住所があり収入の分かる書類を提出しなかった世帯のこと。区が定める期日後に税額が決定した場合や、必要書類が提出された場合も階層変更は行いません。

★第2子、第3子（以降）の算定について

第1階層から第3階層に該当する世帯については、兄、姉の年齢制限はありません。（ただし、生計を一にしている兄姉のみ。）

第4階層から第6階層に該当する世帯については、小学校3年生までの兄、姉を有する園児を第2子、第3子（以降）として算定します。ただし、10月1日からは、兄・姉の年齢制限がなくなります。（ただし、生計を一にしている兄姉のみ。）

### 3 申請手続

「子育てのための施設等利用給付認定申請書（第1号）及び私立幼稚園等保護者補助金交付申請書 兼請求書」に必要事項を記入のうえ、幼稚園にご提出ください。

※こちらの申請書は、「施設等利用給付認定申請書（1号）」と令和5年度の「目黒区私立幼稚園等保護者補助金（入園料補助金、施設等利用給付、保育料補助金）交付申請書」を兼ねた様式となっています。給付認定の有効期間は小学校就学前までですが、補助金交付申請は1年ごとに申請していただく必要がありますので、毎年ご提出していただきます。

### 4 補助金額の確定に必要な書類（※詳細は別紙「課税証明書等の添付書類について」参照）

- (1) 4月～8月分の補助金確定に必要な書類  
令和4年1月1日現在の住所が目黒区以外の場合 ⇒ 令和4年度課税・非課税証明書
- (2) 9月～3月分の補助金確定に必要な書類  
令和5年1月1日現在の住所が目黒区以外の場合 ⇒ 令和5年度課税・非課税証明書

※(1)(2)とも、目黒区で課税されている方は提出不要です。

※海外に居住していて収入のあった方は、別紙「課税証明書等の添付書類について」参照

### 5 補助金の支給について

- (1) 入園料補助金 ……初回10月下旬（次回以降12月中旬、翌4月中旬）
  - (2) 施設等利用給付・保育料補助金 ……4～8月分を10月下旬、9月～3月分を4月中旬
- 振込口座は必ず園児の保護者（申請者）の口座をご指定ください。園児名義口座への振込みは出来ません。**

### 6 申請期限

区への申請書の最終提出期限は、**令和6年2月28日（水）（必着）**です。期限を過ぎますと補助金を受けられない場合がありますのでご注意ください。